

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十一年一月八日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

檜山正道 山梨県南都留郡富士河口湖町小立三九七七番地コーエンアパートF号

黒瀬笑子 広島県福山市高美台八番一一号

角 和久 Palladia Apartments 2872 NorthWest Moda Way. Apartment #1018

Hillsboro, OR 97124, Oregon, U. S. A

二 送達すべき書類の名称

県道東広島本郷忠海線改築工事（広島県三原市小泉町地内）に係る土地収用事件の第一

回審理開催通知

三 土地等の表示

所在	地番	地目		公簿(m <sup>2</sup> )	実測(m <sup>2</sup> )	収用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
		公簿	現況			
三原市小泉町字平家山	甲四二三番二	保安林		四八四七二		一四六八・七一
		保安林	保安林			
		私道	保安林			
		保安林	保安林			
						八一・二二
						四二三・三六
						二九〇・〇二

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局総務管理部土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、平成二十一年一月十五日をもって、その書類の送達があったものとみなされます。